

議案第 50 号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり、町営墓地の管理の不備により発生した事故による墳墓の墓石等の損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 23 年 6 月 13 日

三朝町長 吉田秀光

1 和解及び損害賠償の相手方

倉吉市 個人

2 和解の要旨

町は、町営墓地の管理に不備があったとし、損害賠償金 559,650 円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故の発見年月日

平成 23 年 3 月 10 日

(2) 事故の発生場所

東伯郡三朝町大字山田 501 番地（町営山田墓地）

(3) 事故の状況

昨年末からの豪雪により町が管理する町営墓地の裏山に植生している竹が折れ曲がり、町営墓地内の相手方所有の墓石等が損壊した。